

広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例

広島県立歴史博物館設置条例（平成元年広島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 博物館に、分館として頼山陽史跡資料館（以下「分館」という。）を設置する。

第二条中「博物館」の下に「（分館を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 分館の位置は、広島市中区袋町とする。

第三条中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 分館の茶室（以下「施設」という。）を一般の利用に供すること。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の見出し中「入館料」を「入館料等」に改め、同条第一項中「、入館料を」を「入館料を、施設を使用しようとする者は施設使用料を」に改め、同条第二項中「入館料」の下に「及び施設使用料（以下「入館料等」という。）」を加え、同条第三項中「入館料」を「入館料等」に改め、同条第四項中「入館料」を「入館料等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、施設使用料の全部又は一部を返還することがある。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（使用の許可）

第五条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

一 入館料

1 通常の展示の場合

区分	利用者	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）
博物館（分館を除く。）	大学生 その他満一五歳以上の者	一人一回 二一〇円 一人一回 二九〇円	一人一回 一六〇円 一人一回 一二〇円

分館	大学生	一人一回 一五〇円	一人一回 一二〇円
	その他満一五歳以上の者	一人一回 二〇〇円	一人一回 一六〇円

備考 この表において「その他満一五歳以上の者」とは、中学校及び高等学校の生徒を除く満十五歳以上の者をいう。

2 特別の展示の場合

一人一回 一、〇三〇円以内で知事が定める額

二 施設使用料

一時間まで(ごと)に 二、〇〇〇円

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。